

平成30年1月11日

保護者各位

船橋市立船橋高等学校
校長 赤熊 一英

インフルエンザ感染疑いのある生徒の対応について

千葉県では、平成29年12月27日に『インフルエンザ注意報』が発令されました。また、本校でも、インフルエンザ感染者が、1月に入って少しずつ増えてきました。

そこで、本校では感染拡大防止のために、インフルエンザに感染した疑いがある生徒に対し、下記の通り対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この対応は、遡って平成30年1月9日（火）より開始し、インフルエンザの流行が終息するまでの臨時的な措置といたします。

記

1 学校においてインフルエンザ疑いの症状がある場合

- ① 保健室で養護教諭の指導を受け、原則として保護者に連絡した後、早退して医療機関で受診する。
- ② インフルエンザと診断された場合は、医師の指示のもと自宅で安静に過ごすとともに、学校へ診察結果を連絡する。登校する際は、医師が記入した「登校許可証明書」を学級担任に提出する。
この場合、早退及び欠席した期間は、出席停止扱いとする。
- ③ インフルエンザではなかった場合は、受診したことを証明できるもの（領収書のコピー等）を登校する際、学級担任に提出する。この場合、受診した日は出席停止扱いとする。（受診日以降、体調不良で欠席した場合は、欠席扱いとなる）

2 家庭においてインフルエンザ疑いの症状がある場合

学校には登校せず、原則として保護者がインフルエンザ疑いで受診する旨を学校（TEL047-422-5516）に連絡し、医療機関で受診する。その後は、上記1の②・③と同様とする。

3 インフルエンザが疑われる症状

- 急な高熱 ●関節の痛み・筋肉の痛み ●悪寒・震え（ぞくぞくするような寒気）
- 呼吸器の症状（のどの痛み・咳・鼻水・くしゃみ等） ●その他（頭痛・だるさ・食欲不振等）

※ インフルエンザは、発症（発熱）より48時間以内の治療開始により、症状の軽減が期待できます。

インフルエンザの疑いがある場合は、早めに医療機関で受診することが重要です。

4 登校許可証明書

インフルエンザが完治し登校する際は、「登校許可証明書」の提出が必要です（診断書は不要）。

用紙は、入学の際にお渡しした冊子「入学のしおり」にあります。また、学校のホームページからもダウンロードすることができますので、ご利用ください。

なお、医療機関で記入してもらった際、文書料を請求される場合があります。その場合は、保護者の方のご負担でお願いします。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。